

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	一
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	一
○福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則	一
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則	一
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
訓令	五
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	五
○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	六
福島県病院局	
○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	一〇
福島県教育委員会	
○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	二
○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	二
福島県人事委員会	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	三
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	三

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則及び福島県商業まちづくりの推進に関する

条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十五号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号様式その一及びその二中 「^{「いわき}郡山[」]を^{「いわき}いわき[」]に改める。

第九十号様式（その一）から同様式（その三）までの規定中「第40条の16の7第2項」を「第40条の16の8第2項」に改め、同様式（その四）中「第40条の16の7第2項」を「第40条の16の8第2項」に改め、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体」に改め、同様式（その五）中「第40条の16の7第2項」を「第40条の16の8第2項」に改め、同様式（その五）の次に次のように加える。

(その6)

条例第40条の16の8第2項の規定による徴収猶予申請書						
取得した耐震基準 不適合既存住宅	所在地					
	家屋番号		構造		床面積	m ²
当該住宅の新築年月日		年 月 日				
取得年月日		年 月 日				
耐震改修工事の完了予定年月日		年 月 日				
不動産取得税の税額					徴収猶予 申請額	
上記のとおり申請いたします。 年 月 日 住 所 氏 名 ㊟						
福島県 地方振興局長						

第九十一号様式(その一)から同様式(その三)までの規定中「第40条の16の7第4項」を「第40条の16の8第4項」に改め、同様式(その四)中「第40条の16の7第4項」を「第40条の16の8第4項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同様式(その五)中「第40条の16の7第4項」を「第40条の16の8第4項」に改め、同様式(その五)の次に次のように加える。

(その6)

条例第40条の16の8第4項の規定による還付申請書						
取得した耐震基準 不適合既存住宅	所在地			家屋番号		
	構造		床面積	m ²	新築 年月日	年月日
耐震改修工事の完了年月日		年 月 日				
耐震基準に適合することの証明を受けた年月日		年 月 日				
居住の用に供した年月日		年 月 日				
不動産取得税の税額及び納付年月日		税額 年 月 日				
還付を受けるべき金額						
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>福島県 地方振興局長</p>						

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十二号様式その一及びその二の改正規定は、平成二十六年十一月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県条例施行規則（以下「旧規則」という。）第九十号様式及び第九十一号様式による申請書は、改正後の福島県条例施行規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

福島県規則第五十六号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

様式第一号（その七）中

「**謄写・いむぎ・いむぎ**」

を

「**謄写**」

・**謄写・いむぎ**

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号（その七）の改正規定並びに次項及び第三項の規定は、平成二十六年十一月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税特別措置条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第一号（その七）による申請書は、改正後の福島県税特別措置条例施行規則様式第一号による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第一号（その七）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

福島県規則第五十七号

福島県職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三号を次のように改める。

三 公益財団法人福島県農業振興公社

第二十五条第二項第一号中「ものを除く。」の下に「若しくは同法第二十六条の六

第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第五十八号

福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則

福島県薬事法施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第十一条様式中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県薬事法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十一号様式による登録販売者試験受験申請書は、改正後の福島県薬事法施行細則第十一号様式による登録販売者試験受験申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）

福島県規則第五十九号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十八年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第七条第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

附 則

この規則中第六条第五号の改正規定は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から、第七条第四号の改正規定は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

（商業まちづくり課）

訓 令

福島県訓令第十号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月四日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項11の②中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同項11の①中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。

(行政経営課)

出 先 機 関
本 庁 機 関

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県訓令第十一号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月四日

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の四の次に次の一條を加える。
(配偶者同行休業の手續)

第二十二條の五

職員は、法第二十六條の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認(その期間の延長を含む。)を受けようとするときは、当該承認を受けようとする日の三十日前までに配偶者同行休業(期間延長)承認請求書(第十八号様式の十二)を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

2 前項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた職員は、法第二十六條の六第六項に規定する配偶者同行休業の承認の取消事由に該当することとなつたときは、速やかに配偶者外国滞在事由等変更届(第十八号様式の十二)を所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

第二号様式(表面)中「自己啓発等休業………啓休」を「自己啓発等休業………配偶者同行休業………」に改める。

出 先 機 関
本 庁 機 関

福島県知事 佐藤 雄 平

自己啓発等休業

自己啓発等休業	配偶者同行休業
---------	---------

自己啓発等休業	配偶者同行休業	日
---------	---------	---

………啓休
………配休
に

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表(裏面)中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

自己啓発等休業	日	自己啓発等休業	日
配偶者同行休業	日	配偶者同行休業	日

に改める。

第十八号様式の十の次に次の二様式を加える。

第 1 8 号 様 式 の 1 2 (第 2 2 条 の 5 関 係)

配偶者外国滞在事由等変更届	
	年 月 日
福島県知事 様 (所属長) 様	所 属 職 氏 名 (記名押印又は署名)
下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在事由等について変更が生じたので届け出ます。	
記	
1 届出の事由	
<input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。	
<input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が、「職員の配偶者同行休業に関する条例」(平成26年福島県条例第62号)第4条第1項各号に掲げる配偶者外国滞在事由に該当しなくなった。	
<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 配偶者と離婚した。(事実上婚姻関係にある場合は、その状況が解消された。)	
<input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。	
<input type="checkbox"/> 産前産後休暇を取得することとなった。	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
2 届出の事由が発生した日	
	年 月 日

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

福島県病院局

附 則

1 この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。
2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程に定める第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人事課)

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年7月4日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第9号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第32条」を「第33条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年七月四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六号様式（表面）中「自己啓発等休業………啓休」を「自己啓発等休業………配偶者同行休業………」

…啓休
…啓休
…配休
に

自己啓発等休業	日								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

を

自己啓発等休業	日								
配偶者同行休業	日								

に改め、同様式（裏面）中

福島県教育委員会訓令第三号

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(高校教育課)

を

自己啓発等休業	日								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

自己啓発等休業	日								
配偶者同行休業	日								

教 育 庁
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月四日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号（表面）中「自己啓発等休業………啓休」を「自己啓発等休業………配偶者同行休業………」

……啓休
……配休」に

を

に改め、同様式（裏面）中

等休業	自己啓発	日
-----	------	---

等休業	自己啓発	日							
-----	------	---	--	--	--	--	--	--	--

等休業	自己啓発	日							
配偶者	同行休業	日							

等休業	自己啓発	日
配偶者	同行休業	日

を

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

- 1 この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（教育総務課）

福島県人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年福島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「かわらさず」の下に、「法第二十六条の六第七項」を加える。

第三十条の二の見出し中「育児休業等」を「配偶者同行休業等」に改め、同条中「任命権者は」の下に、「法第二十六条の六第七項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

八 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号）第二条の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第七条第二項中「又は自己啓発等休業」を「自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」に改める。

第八条中「又は大学院修学休業」を「大学院修学休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

第二十二條の二第二項第三号及び第二十二條の四第二項中「又は自己啓発等休業」を「自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」に改める。

第三十三條第二項第二号中「又は大学院修学休業中」を「、大学院修学休業中、自己啓発等休業中又は配偶者同行休業中」に改め、同項第四号中「大学院修学休業」の下に「、自己啓発等休業、配偶者同行休業」を加える。

第三十三條の四第二項中「大学院修学休業」の下に「、自己啓発等休業、配偶者同行休業」を加え、同条第三項第二号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

第三十三條の五第二項第二号中「又は大学院修学休業中」を「、大学院修学休業中、自己啓発等休業中又は配偶者同行休業中」に改める。

第三十三條の六第四項第四号中「及び自己啓発等休業の期間」を「、自己啓発等休業の期間及び配偶者同行休業の期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「若しくは職員の自己啓発等休業に関する条例」を「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号）第二条の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしていた」に改め、「大学院修学休業の期間」の下に「、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間」を加える。

別表第十七の1の部四の項(2)中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に、同部六の項中(21)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生

別表第二十九中

2	特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合
3	配偶者同行休業をした場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

